第１０回串間市農業委員会定例総会

日　　　時　令和６年３月２８日（木曜日）　　　開始　１５：００　　　終了　１７：００
会　　　場　串間市役所３階大会議室

出席農業委員　１１名

１番（会長）　原田　俊一　　１１番　安永　博行　２０番　島田　正弘　（４番欠番）
２番（会長代理）奥村　千扶子　１３番　堀口　宗幸　２３番　上村　眞司
５番　森　通弘　１４番　松本　壽利　２５番　廣見　安彦
６番　牧野　菜那　１９番　松田　富夫

欠席農業委員　２名　３番　田中　達成、１２番　野邊　康德

出席推進委員　１３名

７番　谷口　昭　１５番　川崎　博樹　２１番　中嶋　悦雄　２７番　山口　浩幸
８番　武田　秀俊　１６番　内田　浩輔　２２番　川﨑　正博
９番　河野　良人　１７番　本川　理恵　２４番　石上　平八郎
１０番　北原　裕紀　１８番　山口　広昭　２６番　川﨑　竜雅

欠席推進委員　０名

議事録署名委員　１３番　堀口　宗幸　、２０番　島田　正弘

議事日程
第１　報　告（解約）　農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２　議案第　６３号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３　議案第　６４号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第４　議案第　６５号　非農地証明願いについて
第５　議案第　６６号　農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６　議案第　６７号　農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第７　報　告　農業委員会事務局職員の異動について

出席事務局　５名　事務局長　河野　あずさ　次　長　山口　憲一
調整係長　内田　葵　主任主事　日髙　俊太朗　主　事　野邊　恵利菜

議長（１番）	ただいまから、第１０回農業委員会定例総会を開催いたします。 本日は、３番委員と１２番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員１１名、農地利用最適化推進委員１３名』でございます。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
	議事録署名委員の指名
議長（１番）	本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、 １３番　堀口　宗幸　委員 ２０番　島田　正弘　委員　にお願いします。
	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について
議長（１番）	ただちに議案審議に入ります。 まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は２件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地売却が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。
	議案第６３号：農地法第３条の規定による許可申請について
議長（１番）	次に議案第６３号、農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第６３号、農地法第３条の規定による許可申請は、申請番号１番と２番の所有権移転に関する２件であります。 事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 １号）権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 ３号）今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること ４号）権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 ５号）今回の申請農地を、転貸しようとする場合 ６号）周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。 今回の申請番号１番と２番の２件につきましては、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、７番委員より受付番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
７番委員	議案第６３号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番の所有権移転に関する１件でございます。１番については、渡人は非農家で管理できないため、現在耕作している受人へ譲り渡し、受人は申請地に水稲を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家で毎年水稲と飼料作物を作付けしており、農業従事状況については、本人が３００日、妻が２００日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稲地帯でありますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号１番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に２番について、１０番委員より説明をお願いします。

１０番委員	議案第６３号、農地法第３条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号２番の所有権移転に関する１件でございます。２番については、渡人は離農に伴う財産処分のため受人と売買し、受人は申請地に飼料作物を作付けするということです。受人は畜産農家であり、毎年飼料作物を作付けしており、農業従事状況については、本人が３５０日、妻が１５０日、両親が２５０日以上の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料作物が作付けしてあり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。また、今回の申請地の周辺には受人の自己所有農地があり、認定農業者である受人の集積・集約につながりますので、農地利用の最適化が図られます。以上、申請番号２番の所有権移転の１件を調査しましたが、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第６３号、申請２件について質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 議案第６３号、申請２件を決定してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第６３号、申請２件は許可することに決定いたします。
	議案第６４号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
議長（１番）	次に議案第６４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、申請番号１番から５番の５件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第６４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請は、申請番号１番から５番の５件であります。 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

事務局	１号イ）今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 １号ロ）今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合 ２号）今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 ３号）許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 ４号）許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。 申請番号１番の１件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であります。申請番号１番については、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、「第２種住居地域」に該当する「第３種農地」に区分されますので、農地法第５条第２項第１号ロには該当しておりません。 次に申請番号２番と３番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第２種農地」に区分されますので、農地法第５条第２項第１号ロには該当しておりません。 次に申請番号４番と５番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第５条第２項１号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第１種農地」であることから不許可の事由に該当することになります。しかし、受付番号４番と５番の２件については農地法施行令第１１条第１項第２号イ及び農地法施行規則第３３条第１項第４号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」にあたることから、申請地は「第１種農地」でありますが不許可の例外に該当しています。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請番号１番から５番の５件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当していないため、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、５番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
５番委員	議案第６４号、農地法第５条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号１番の１件でございます。１番については、受人は家族４人で借家住まいでありますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の１ページから５ページをお開き下さい。

５番委員	申請地の北側は公衆用道路、西側と南側は宅地、東側は農地でありますが、周囲にはブロック塀を設置する計画です。また、雨水は雨水桝を通して側溝へ流し、生活雑排水は公衆用道路の下水管に流す計画であるため問題なく、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、申請番号１番の１件について調査いたしましたが、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に２番と３番の２件について、１６番委員より説明をお願いします。
１６番委員	議案第６４号、農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号２番と３番の２件は受人が同じでありますので一括して報告します。この２件の申請地は、鳥獣被害が多く耕作困難となったことから、申請番号２番は昭和５０年頃に渡人が杉を植林し、また、申請番号３番についても平成２０年頃に渡人が杉を植林しており、始末書添付で申請されています。受会社においては、木材の製造・販売を行っており、申請地の隣接山林を所有していることから今回買い受け、今後も山林として一体的に管理していく計画です。申請地図面の５ページから１０ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、申請番号２番と３番の２件について調査いたしましたが、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いします。
議長（１番）	次の４番と５番の２件は、私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。
議長（２番）	会長より議長を交代します。 それでは、申請番号４番と５番の２件について、１番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１番委員	議案第６４号、農地法第５条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号４番と５番の２件でございます。この２件は受人が同じでありますので一括して報告します。受人は申請地の隣接地で建設業を経営しており、資材倉庫・資材置場・機械駐車場が不足しているため今回申請されたものです。申請地図面の１１ページから１５ページをお開き下さい。申請地の周囲に農地はなく、隣接地の境界から３ｍ間隔を置いて盛土を行い、雨水についても自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、申請番号４番と５番の２件について調査いたしましたが、農地法第５条第２項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願いします。

議長（２番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第６４号、申請５件について質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（　なしの声　）
議長（２番）	ないようですのでお諮りいたします。 議案第６４号、申請５件を決定してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）
議長（２番）	異議なしということでありますので、議案第６４号、申請５件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。 会長へ議長を交代します。
	議案第６５号：非農地証明願いについて
議長（１番）	会長代理より議長を交代します。 それでは議案第６５号、非農地証明願いについて、申請番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第６５号、非農地証明願いについては、申請番号１番と２番の２件を説明します。 非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第２条第１項にあります耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。申請番号１番と２番の２件につきましては、非農地認定基準の「１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地」のうち、次のすべての要件を満たしていること、 (ア)農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと (イ)農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと (ウ)集団性のある優良農地内でないこと に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われます。以上でございます。

議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、２番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
２番委員	議案第６５号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号１番と２番の２件でございます。まず、申請番号１番について、申請図面の１６ページから１８ページをご覧ください。申請地の現況は原野であり、周囲も山林原野でありますが、一部農地が隣接しております。現地を確認したところ、１０年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また、集団性のある優良農地ではありませんでした。次に申請番号２番について、申請図面の２０ページから２２ページをご覧ください。申請地の現況は原野であり、周囲は河川、水路であります。現地を確認したところ、１０年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また、集団性のある優良農地でもありませんでした。以上、申請番号１番と２番の２件について調査しましたが、非農地認定基準の要件をすべて満たしているため証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第６５号、申請２件について質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 議案第６５号、申請２件は非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第６５号、申請２件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
議長（１番）	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に、あらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局	令和６年３月分につきましては、串間市長より令和６年３月１９日付で、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第６６号、所有権移転が２件、面積が３，０７０㎡、議案第６７号、利用権設定が１０件、面積が１５，４５０㎡でございます。以上でございます。
議長（１番）	それではただいまから市の提案について審議に入ります。
	議案第６６号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議長（１番）	議案第６６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第６６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番と２番の２件について説明します。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が串間市の基本構想に適合するものであること 第２号イ）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること 第２号ロ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること であり、事務局によります申請書類の審査において、申請番号１番と２番の２件については、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいいたします。以上でございます。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

７番委員	議案第６６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号１番の１件を報告します。１番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号１番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に２番について、９番委員より説明をお願いします。
９番委員	議案第６６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号２番の１件を報告します。２番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号２番の１件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第６６号、申請２件について質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 議案第６６号、申請２件を承認してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第６６号、申請２件は承認し市へ通知いたします。
議長（１番）	**議案第６７号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）** 次に議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分でありますが、７番委員に関する事案がありますので、退室をお願いします。 暫時休憩します。

	（　７番委員　退室　）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第６７号は、申請番号１番から１０番の１０件でありますが、先に１番の１件の審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１番の１件を説明します。 事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第６６号で説明いたしました、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対しまして、２番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
２番委員	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号１番の１件になります。１番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより申請番号１番について、質疑に入ります。質疑はありませんか。
	（　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号１番を承認してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）

議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第６７号、申請番号１番は承認し、市へ通知いたします。 暫時休憩します。 （　７番委員　入室　）
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは申請番号２番から１０番の９件の審議を行います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２番から１０番の９件を説明します。 事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第６６号で説明いたしました、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号・第２号の該当要件をすべて満たしていると思われます。また、申請番号２番、５番、８番、９番、１０番の５件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、同項第４号の規定により、所有権を有するすべての者の同意が得られていることとなっておりますが、契約期間が２０年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られていれば足りるとなっております。この５件につきましては、契約期間が２０年を超えておらず、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られているため問題ありません。皆さんのご審議をお願いいたします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 ただいまの説明に対して、１０番委員より申請番号２番から４番の３件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１０番委員	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号２番から４番の３件になります。この３件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に５番から７番の３件について、２１番委員より説明をお願いします。

２１番委員	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号５番から７番の３件になります。この３件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手及び認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に８番と９番の２件について、２４番委員より説明をお願いします。
２４番委員	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号８番と９番の２件になります。この２件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	次に１０番について、２６番委員より説明をお願いします。
２６番委員	議案第６７号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は申請番号１０番の１件になります。１０番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
議長（１番）	説明はお聞きのとおりでございます。 これより申請番号２番から１０番の９件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。 （　なしの声　）
議長（１番）	ないようですのでお諮りいたします。 申請番号２番から１０番の９件を、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

議長（１番）	異議なしということでありますので、議案第６７号、申請番号２番から１０番の９件は承認し、市へ通知します。 暫時休憩します。 （　資料配布　）
	報告：農業委員会事務局職員の異動ついて
議長（１番）	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、ただいま事務局より配布されました、農業委員会事務局職員の異動についてでありますが、３月２２日に市長より協議依頼があり承認しましたので、その結果を事務局より報告させます。
事務局	農業委員会事務局職員の異動についてを報告いたします。令和６年４月１日付けで発令のある人事異動について、協議結果を報告します。（異動内容の説明）
議長（１番）	報告は以上でございます。
議長（１番）	以上で、議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 暫時休憩します。 （　資料配布　）
	その他（提案・連絡事項）
議長（１番）	それでは、その他に入りますが、先に令和６年度最適化活動の目標設定等について、３月末までに決定する必要がありますので、事務局の説明を求めます。
事務局	（　資料に基づき説明、及び目標値の提案　）

議長（１番）	説明はお聞きのとおりですが、ここで委員の皆さんの意見があれば出してください。
	（　なしの声　）
議長（１番）	ないようですので、令和６年度最適化活動の目標設定等について、事務局の提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	（　異議なしの声　）
議長（１番）	異議なしということでありますので、令和６年度最適化活動の目標設定等は事務局の提案どおり決定いたします。令和６年度目標達成に向け、委員の皆さんのご協力をお願いします。 以上を持ちまして、第１０回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和６年３月２８日

１番（会長）　　　　　　　原田　俊一

２番（会長代理）　　　　　奥村　千扶子

議事録署名委員

１３番　　　　　　　　　　堀口　宗幸

２０番　　　　　　　　　　島田　正弘